

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第1報）

新型コロナウイルス感染症については、現在、宮城県内においても感染者が確認されるなど、国内発生早期から国内感染期へと移行段階にきていることから、町としてもより一層万全の体制を期する必要があります。

これらを踏まえ、本町においても、当面の間、下記の方針で対応することとします。

なお、今後は、患者発生状況や国県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。

記

1. 町主催の行事・イベントについて、（参集範囲：一般、不特定多数）

（1）中止、延期と判断する行事・イベント等

- ・多数の方が集まるスポーツ、文化イベント等
- ・不特定多数が参加する会議、研修会、勉強会、その他飲食を伴う会合
- ・高齢者、妊婦、乳幼児を対象とする行事

（2）実施する行事・イベント等

中止、延期することで生活や業務に支障が生じる行事（説明会・審議会等）

※実施にあたっては、時間を短縮する・手洗い・マスク着用・手指消毒・室内消毒・換気・人と人との距離を保つ・参加を限定するなど感染予防策を徹底する。（なお、発熱等の症状のある場合は参加の自粛を要請する）

2. 町主催以外のイベント・行事・会議について（参集範囲：一般、不特定多数）

- ・町の施設を使用する場合は、中止・延期・規模の縮小を要請する。
（現在、既に施設を予約されているものも含む。）
- ・町の施設を使用しない場合も、関係団体に中止・延期・規模の縮小を呼びかける。
- ・実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底することを呼びかける。

【実施する場合の共通の留意事項】

風邪のような症状がある者は参加を控える（事前伝達）・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを避ける・咳エチケットの徹底（マスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。）・手洗いの徹底・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置・こまめな換気 等

3. 町立小中学校の臨時休業等について

- ・町立小中学校を次のとおり臨時休業する。

【臨時休業期間】 令和2年3月2日（月）から 令和2年3月24日（火）

※なお、3月25日（水）から4月7日（火）までは春季休業。

期間中、部活動は一切の活動を停止。学校体育館は入学式終了後まで全面貸出禁止。

（学校ごとに定める行事等については、各校からの便り等で周知するもの。）

- ・同期間中、『放課後児童クラブ』を開所する。

4. 施設等の臨時休館について

感染拡大防止のため、当面の間、下記の施設を臨時休館する。

休館期間：令和2年3月3日（火） から 令和2年3月31日（火）

【施設名】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・ 亘理町立図書館 | ・ 荒浜体育館 |
| ・ 亘理町立郷土資料館 | ・ 吉田公民館（農村環境改善センター） |
| ・ 亘理町中央公民館 | ・ 吉田体育館 |
| ・ 亘理町佐藤記念体育館 | ・ 逢隈公民館（働く婦人の家） |
| ・ 荒浜公民館（勤労青少年ホーム） | ・ B＆G海洋センター体育館 |

なお、特別な事情や今後の状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

5. その他

- ・ 企業においては、児童生徒の保護者が休暇を取りやすいよう、配慮いただくことを要請する。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第2報）

新型コロナウイルス感染症については、現在、宮城県内においても感染者が確認されるなど、国内発生早期から国内感染期へと移行段階にきていることから、町としてもより一層万全の体制を期する必要があります。

これらを踏まえ、本町においても、当面の間、下記の方針で対応することとします。

なお、今後は、患者発生状況や国県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。

また、本町対策本部については、令和2年4月7日（火）に政府から『緊急事態宣言』が出されたことに伴い、同日付けで、根拠法令である『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づいた設置へと移行したのになります。

記

1. 町主催の行事・イベントについて（参集範囲：一般、不特定多数）

（1）中止、延期と判断する行事・イベント等

- ・多数の方が集まるスポーツ、文化イベント等
- ・不特定多数が参加する会議、研修会、勉強会、その他飲食を伴う会合
- ・高齢者、妊婦、乳幼児を対象とする行事

（2）実施する行事・イベント等

中止、延期することで生活や業務に支障が生じる行事（説明会・審議会等）

※実施にあたっては、時間を短縮する・手洗い・マスク着用・手指消毒・室内消毒・換気・人と人との距離を保つ・参加を限定するなど感染予防策を徹底する。（なお、発熱等の症状のある場合は参加の自粛を要請する）

2. 町主催以外のイベント・行事・会議について（参集範囲：一般、不特定多数）

- ・町の施設を使用する場合は、中止・延期・規模の縮小を要請する。
（現在、既に施設を予約されているものも含む。）
- ・町の施設を使用しない場合も、関係団体に中止・延期・規模の縮小を呼びかける。
- ・実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底することを呼びかける。

【実施する場合の共通の留意事項】

風邪のような症状がある者は参加を控える（事前伝達）・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを避ける・咳エチケットの徹底（マスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。）・手洗いの徹底・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置・こまめな換気 等

【イベント・行事・会議等に関する基本的考え方】

- ・自身に風邪のような症状がある場合には参加を控える。
- ・2週間以内に海外に渡航歴がある者は、参加を控えてもらう旨を要請する。
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを可能な限り避ける。
- ・咳エチケット、マスク着用、手指消毒、場内の換気を徹底する。
- ・『密閉・密集・密接』を避ける対策を十分に講じる。

3. 町立小中学校の対応等について

- ・始業式：4月8日（水）⇒4月20日（月）に延期 ※時間短縮で実施。
- ・入学式：4月9日（木）⇒4月21日（火）に延期 ※規模を縮小、時間短縮で実施。
- ・給食：4月22日（水）から。感染症対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底。
- ・教科書の給与：4月20日（月）及び21日（火）に行う。
- ・修学旅行：4月～5月予定の学校については延期。
- ・部活動（中学校）：自粛とする。
- ・学校体育館、校庭等の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・PTA総会は一律で中止。
- ・安否確認を含めた家庭訪問の実施に向け、各校で保護者との連絡調整を図る。

4. 施設等の臨時休館について

感染拡大防止のため、当面の間、下記の施設を臨時休館する。

休館期間：令和2年4月1日（水） から 令和2年5月10日（日）

【施設名】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ・亘理町立図書館 | ・荒浜体育館 |
| ・亘理町立郷土資料館 | ・吉田公民館（農村環境改善センター） |
| ・亘理町中央公民館 | ・吉田体育館 |
| ・亘理町佐藤記念体育館 | ・逢隈公民館（働く婦人の家） |
| ・荒浜公民館（勤労青少年ホーム） | ・B&G海洋センター体育館 |
| ・地域子育て支援センター（中央児童センター内） | |

また、各運動場施設についても、同期間で利用休止とします。

なお、特別な事情や今後の状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

※上記施設のうち、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）、各地区交流センター（各地区公民館内）における、証明書の発行等に関する窓口業務は、引き続き、通常どおり行います。

なお、令和2年4月11日（土）より、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）における、土曜日・日曜日の証明書発行業務は、午前10時00分から午後5時00分までとなります。

5. 本町の対応状況

- | | | |
|-------|--|-------------------------|
| 2月 3日 | 臨時庁議（緊急課長会議） | 新型コロナウイルス感染症について 他 |
| 2月18日 | 「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意） | |
| | 第1回対策本部会議 | 感染予防策の考え方について 他 |
| 2月26日 | 第2回対策本部会議 | 国内の感染状況、町各種対策について 他 |
| 2月28日 | 第3回対策本部会議 | 町イベント・会議等の考え方について 他 |
| 3月 2日 | 第4回対策本部会議 | 県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他 |
| 3月16日 | 第5回対策本部会議 | 国の緊急対応策、町行動計画について 他 |
| 3月25日 | 第6回対策本部会議 | 町職員行動指針について 他 |
| 3月26日 | 第7回対策本部会議 | 国内情勢、町各種対策について 他 |
| 4月 1日 | 第8回対策本部会議 | 町各種対策について 他 |
| 4月 7日 | 新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。
これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置） | |
| 4月 8日 | 第9回対策本部会議 | 町各種対策について 他 |

6. その他

- ・企業においては、児童生徒の保護者が休暇を取りやすいよう、配慮いただくことを要請する。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第3報）

新型コロナウイルス感染症については、現在、宮城県内においても感染者が確認されるなど、国内発生早期から国内感染期へと移行段階にきていることから、町としてもより一層万全の体制を期する必要があります。

これらを踏まえ、本町においても、当面の間、下記の方針で対応することとします。

なお、今後は、患者発生状況や国県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。

また、本町対策本部については、令和2年4月7日（火）に政府から『緊急事態宣言』が出されたことに伴い、同日付けで、根拠法令である『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づいた設置へと移行したのになります。

記

1. 町主催の行事・イベントについて（参集範囲：一般、不特定多数）

（1）中止、延期と判断する行事・イベント等

- ・多数の方が集まるスポーツ、文化イベント等
- ・不特定多数が参加する会議、研修会、勉強会、その他飲食を伴う会合
- ・高齢者、妊婦、乳幼児を対象とする行事

（2）実施する行事・イベント等

中止、延期することで生活や業務に支障が生じる行事（説明会・審議会等）

※実施にあたっては、時間を短縮する・手洗い・マスク着用・手指消毒・室内消毒・換気・人と人との距離を保つ・参加を限定するなど感染予防策を徹底する。（なお、発熱等の症状のある場合は参加の自粛を要請する）

2. 町主催以外のイベント・行事・会議について（参集範囲：一般、不特定多数）

- ・町の施設を使用する場合は、中止・延期・規模の縮小を要請する。
（現在、既に施設を予約されているものも含む。）
- ・町の施設を使用しない場合も、関係団体に中止・延期・規模の縮小を呼びかける。
- ・実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底することを呼びかける。

【実施する場合の共通の留意事項】

風邪のような症状がある者は参加を控える（事前伝達）・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを避ける・咳エチケットの徹底（マスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。）・手洗いの徹底・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置・こまめな換気 等

【イベント・行事・会議等に関する基本的考え方】

- ・自身に風邪のような症状がある場合には参加を控える。
- ・2週間以内に海外に渡航歴がある者は、参加を控えてもらう旨を要請する。
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを可能な限り避ける。
- ・咳エチケット、マスク着用、手指消毒、場内の換気を徹底する。
- ・『密閉・密集・密接』を避ける対策を十分に講じる。

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校再開については、5月7日（木）に延期する。
- ・始業式：4月20日（月）に実施。（予定どおり）
- ・入学式：4月21日（火）に実施。（予定どおり）
- ・給食：5月11日（月）から。感染症対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底。
- ・教科書の給与：4月20日（月）及び21日（火）に行う。
- ・修学旅行：4月～5月予定の学校については延期。
- ・各中学校の部活動は自粛とし、学校体育館、校庭等の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・PTA総会は一律で中止。
- ・今後の日程について、詳細は各学校単位で調整・連絡等を行う。

4. 施設等の臨時休館について

感染拡大防止のため、当面の間、下記の施設を臨時休館する。

休館期間：令和2年4月1日（水） から 令和2年5月10日（日）

【施設名】

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ・ 亘理町立図書館 | ・ 荒浜体育館 |
| ・ 亘理町立郷土資料館 | ・ 吉田公民館（農村環境改善センター） |
| ・ 亘理町中央公民館 | ・ 吉田体育館 |
| ・ 亘理町佐藤記念体育館 | ・ 逢隈公民館（働く婦人の家） |
| ・ 荒浜公民館（勤労青少年ホーム） | ・ B&G海洋センター体育館 |
| ・ 地域子育て支援センター（中央児童センター内） | |

また、各運動場施設についても、同期間で利用休止とします。

なお、特別な事情や今後の状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

※上記施設のうち、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）、各地区交流センター（各地区公民館内）における、証明書の発行等に関する窓口業務は、引き続き、通常どおり行います。

なお、令和2年4月11日（土）より、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）における、土曜日・日曜日の証明書発行業務は、午前10時00分から午後5時00分までとなります。

5. 本町の対応状況

- | | | |
|-------|--|-------------------------|
| 2月 3日 | 臨時庁議（緊急課長会議） | 新型コロナウイルス感染症について 他 |
| 2月18日 | 「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意） | |
| | 第1回対策本部会議 | 感染予防策の考え方について 他 |
| 2月26日 | 第2回対策本部会議 | 国内の感染状況、町各種対策について 他 |
| 2月28日 | 第3回対策本部会議 | 町イベント・会議等の考え方について 他 |
| 3月 2日 | 第4回対策本部会議 | 県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他 |
| 3月16日 | 第5回対策本部会議 | 国の緊急対応策、町行動計画について 他 |
| 3月25日 | 第6回対策本部会議 | 町職員行動指針について 他 |
| 3月26日 | 第7回対策本部会議 | 国内情勢、町各種対策について 他 |
| 4月 1日 | 第8回対策本部会議 | 町各種対策について 他 |
| 4月 7日 | 新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。
これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置） | |
| 4月 8日 | 第9回対策本部会議 | 町各種対策について 他 |

6. その他

- ・企業においては、児童生徒の保護者が休暇を取りやすいよう、配慮いただくことを要請する。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第4報）

新型コロナウイルス感染症については、現在、宮城県内においても感染者が確認されるなど、国内発生早期から国内感染期へと移行段階にきていることから、町としてもより一層万全の体制を期する必要があります。

これらを踏まえ、本町においても、当面の間、下記の方針で対応することとします。

なお、今後は、患者発生状況や国県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。

また、本町対策本部については、令和2年4月7日（火）に政府から『緊急事態宣言』が出されたことに伴い、同日付けで、根拠法令である『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づいた設置へと移行したのになります。

記

1. 町主催の行事・イベントについて（参集範囲：一般、不特定多数）

（1）中止、延期と判断する行事・イベント等

- ・多数の方が集まるスポーツ、文化イベント等
- ・不特定多数が参加する会議、研修会、勉強会、その他飲食を伴う会合
- ・高齢者、妊婦、乳幼児を対象とする行事

（2）実施する行事・イベント等

中止、延期することで生活や業務に支障が生じる行事（説明会・審議会等）

※実施にあたっては、時間を短縮する・手洗い・マスク着用・手指消毒・室内消毒・換気・人と人との距離を保つ・参加を限定するなど感染予防策を徹底する。（なお、発熱等の症状のある場合は参加の自粛を要請する）

2. 町主催以外のイベント・行事・会議について（参集範囲：一般、不特定多数）

- ・町の施設を使用する場合は、中止・延期・規模の縮小を要請する。
（現在、既に施設を予約されているものも含む。）
- ・町の施設を使用しない場合も、関係団体に中止・延期・規模の縮小を呼びかける。
- ・実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底することを呼びかける。

【実施する場合の共通の留意事項】

風邪のような症状がある者は参加を控える（事前伝達）・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを避ける・咳エチケットの徹底（マスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。）・手洗いの徹底・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置・こまめな換気 等

【イベント・行事・会議等に関する基本的考え方】

- ・自身に風邪のような症状がある場合には参加を控える。
- ・2週間以内に海外に渡航歴がある者は、参加を控えてもらう旨を要請する。
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを可能な限り避ける。
- ・咳エチケット、マスク着用、手指消毒、場内の換気を徹底する。
- ・『密閉・密集・密接』を避ける対策を十分に講じる。

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校再開については、5月7日（木）に延期する。
- ・始業式：中止
- ・入学式：中止
- ・給食：5月11日（月）から。感染症対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底。
- ・教科書の給与：4月20日（月）以降、保護者が学校に受け取りに行くこととする。
なお、各小中学校の新1年生については、4月21日（火）以降とする。
- ・修学旅行：4月～5月予定の学校については延期。
- ・各中学校の部活動は自粛とし、学校体育館、校庭等の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・PTA総会は一律で中止。
- ・今後の日程について、詳細は各学校単位で調整・連絡等を行う。

4. 施設等の臨時休館について

感染拡大防止のため、当面の間、下記の施設を臨時休館する。

休館期間：令和2年4月1日（水） から 令和2年5月10日（日）

【施設名】

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ・ 亘理町立図書館 | ・ 荒浜体育館 |
| ・ 亘理町立郷土資料館 | ・ 吉田公民館（農村環境改善センター） |
| ・ 亘理町中央公民館 | ・ 吉田体育館 |
| ・ 亘理町佐藤記念体育館 | ・ 逢隈公民館（働く婦人の家） |
| ・ 荒浜公民館（勤労青少年ホーム） | ・ B & G 海洋センター体育館 |
| ・ 地域子育て支援センター（中央児童センター内） | |

また、各運動場施設についても、同期間で利用休止とします。

なお、特別な事情や今後の状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

※上記施設のうち、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）、各地区交流センター（各地区公民館内）における、証明書の発行等に関する窓口業務は、引き続き、通常どおり行います。

なお、令和2年4月11日（土）より、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）における、土曜日・日曜日の証明書発行業務は、午前10時00分から午後5時00分までとなります。

5. 本町の対応状況

- | | | |
|-------|--|-------------------------|
| 2月 3日 | 臨時庁議（緊急課長会議） | 新型コロナウイルス感染症について 他 |
| 2月18日 | 「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意） | |
| | 第1回対策本部会議 | 感染予防策の考え方について 他 |
| 2月26日 | 第2回対策本部会議 | 国内の感染状況、町各種対策について 他 |
| 2月28日 | 第3回対策本部会議 | 町イベント・会議等の考え方について 他 |
| 3月 2日 | 第4回対策本部会議 | 県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他 |
| 3月16日 | 第5回対策本部会議 | 国の緊急対応策、町行動計画について 他 |
| 3月25日 | 第6回対策本部会議 | 町職員行動指針について 他 |
| 3月26日 | 第7回対策本部会議 | 国内情勢、町各種対策について 他 |
| 4月 1日 | 第8回対策本部会議 | 町各種対策について 他 |
| 4月 7日 | 新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。
これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置） | |
| 4月 8日 | 第9回対策本部会議 | 町各種対策について 他 |

6. その他

- ・企業においては、児童生徒の保護者が休暇を取りやすいよう、配慮いただくことを要請する。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第5報）

新型コロナウイルス感染症については、現在、宮城県内においても感染者が確認されるなど、国内発生早期から国内感染期へと移行段階にきていることから、町としてもより一層万全の体制を期する必要があります。

これらを踏まえ、本町においても、当面の間、下記の方針で対応することとします。

なお、今後は、患者発生状況や国県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。

また、本町対策本部については、令和2年4月7日（火）に政府から『緊急事態宣言』が出されたことに伴い、同日付けで、根拠法令である『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づいた設置へと移行したのになります。

記

1. 町主催の行事・イベントについて（参集範囲：一般、不特定多数）

（1）中止、延期と判断する行事・イベント等

- ・多数の方が集まるスポーツ、文化イベント等
- ・不特定多数が参加する会議、研修会、勉強会、その他飲食を伴う会合
- ・高齢者、妊婦、乳幼児を対象とする行事

（2）実施する行事・イベント等

中止、延期することで生活や業務に支障が生じる行事（説明会・審議会等）

※実施にあたっては、時間を短縮する・手洗い・マスク着用・手指消毒・室内消毒・換気・人と人との距離を保つ・参加を限定するなど感染予防策を徹底する。（なお、発熱等の症状のある場合は参加の自粛を要請する）

2. 町主催以外のイベント・行事・会議について（参集範囲：一般、不特定多数）

- ・町の施設を使用する場合は、中止・延期・規模の縮小を要請する。
（現在、既に施設を予約されているものも含む。）
- ・町の施設を使用しない場合も、関係団体に中止・延期・規模の縮小を呼びかける。
- ・実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底することを呼びかける。

【実施する場合の共通の留意事項】

風邪のような症状がある者は参加を控える（事前伝達）・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを避ける・咳エチケットの徹底（マスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。）・手洗いの徹底・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置・こまめな換気 等

【イベント・行事・会議等に関する基本的考え方】

- ・自身に風邪のような症状がある場合には参加を控える。
- ・2週間以内に海外に渡航歴がある者は、参加を控えてもらう旨を要請する。
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを可能な限り避ける。
- ・咳エチケット、マスク着用、手指消毒、場内の換気を徹底する。
- ・『密閉・密集・密接』を避ける対策を十分に講じる。

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校再開については、5月7日（木）に延期する。
- ・始業式：中止
- ・入学式：中止
- ・給食：5月11日（月）から。感染症対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底。
- ・教科書の給与：4月20日（月）以降、保護者が学校に受け取りに行くこととする。
なお、各小中学校の新1年生については、4月21日（火）以降とする。
- ・修学旅行：4月～5月予定の学校については延期。
- ・各中学校の部活動は自粛とし、学校体育館、校庭等の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・PTA総会は一律で中止。
- ・今後の日程について、詳細は各学校単位で調整・連絡等を行う。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

感染拡大防止のため、当面の間、下記の施設を臨時休館する。

休館期間：令和2年4月1日（水） から 令和2年5月10日（日）

【施設名】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ・亘理町立図書館 | ・荒浜体育館 |
| ・亘理町立郷土資料館 | ・吉田公民館（農村環境改善センター） |
| ・亘理町中央公民館 | ・吉田体育館 |
| ・亘理町佐藤記念体育館 | ・逢隈公民館（働く婦人の家） |
| ・荒浜公民館（勤労青少年ホーム） | ・B&G海洋センター体育館 |
| ・地域子育て支援センター（中央児童センター内） | |

また、各運動場施設についても、同期間で利用休止とします。

なお、特別な事情や今後の状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

※上記施設のうち、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）、各地区交流センター（各地区公民館内）における、証明書の発行等に関する窓口業務は、引き続き、通常どおり行います。

なお、令和2年4月11日（土）より、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）における、土曜日・日曜日の証明書発行業務は、午前10時00分から午後5時00分までとなります。

併せて、下記の施設についても、次の期間中の利用を制限します。

利用制限期間：令和2年4月25日（土） から 令和2年5月10日（日）

【施設名】

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・鳥の海公園（野球場・サッカー場）北側駐車場 | |
| ・鳥の海公園多目的広場（仮称）駐車場 | ・吉田字砂浜駐車場 |
| ・わたり温泉鳥の海 南側駐車場及び西側駐車場 | ・漁港公園 駐車場及び釣りデッキ |
| ・亘理公園 施設内遊具 | ・荒浜防災公園 施設内遊具 |

※上記施設のほか、周辺の施設・土地についても、併せて利用を制限する場合があります。

5. 本町の対応状況

- | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 2月 3日 | 臨時庁議（緊急課長会議） | 新型コロナウイルス感染症について 他 |
| 2月18日 | 「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意） | |
| | 第1回対策本部会議 | 感染予防策の考え方について 他 |
| 2月26日 | 第2回対策本部会議 | 国内の感染状況、町各種対策について 他 |
| 2月28日 | 第3回対策本部会議 | 町イベント・会議等の考え方について 他 |

3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他

6. その他

- ・企業においては、児童生徒の保護者が休暇を取りやすいよう、配慮いただくことを要請する。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第6報）

新型コロナウイルス感染症については、現在、宮城県内においても感染者が確認されるなど、国内発生早期から国内感染期へと移行段階にきていることから、町としてもより一層万全の体制を期する必要があります。

これらを踏まえ、本町においても、当面の間、下記の方針で対応することとします。

なお、今後は、患者発生状況や国県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。

また、本町対策本部については、令和2年4月7日（火）に政府から『緊急事態宣言』が出されたことに伴い、同日付けで、根拠法令である『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づいた設置へと移行したのになります。

記

1. 町主催の行事・イベントについて（参集範囲：一般、不特定多数）

（1）中止、延期と判断する行事・イベント等

- ・多数の方が集まるスポーツ、文化イベント等
- ・不特定多数が参加する会議、研修会、勉強会、その他飲食を伴う会合
- ・高齢者、妊婦、乳幼児を対象とする行事

（2）実施する行事・イベント等

中止、延期することで生活や業務に支障が生じる行事（説明会・審議会等）

※実施にあたっては、時間を短縮する・手洗い・マスク着用・手指消毒・室内消毒・換気・人と人との距離を保つ・参加を限定するなど感染予防策を徹底する。（なお、発熱等の症状のある場合は参加の自粛を要請する）

2. 町主催以外のイベント・行事・会議について（参集範囲：一般、不特定多数）

- ・町の施設を使用する場合は、中止・延期・規模の縮小を要請する。
（現在、既に施設を予約されているものも含む。）
- ・町の施設を使用しない場合も、関係団体に中止・延期・規模の縮小を呼びかける。
- ・実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底することを呼びかける。

【実施する場合の共通の留意事項】

風邪のような症状がある者は参加を控える（事前伝達）・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを避ける・咳エチケットの徹底（マスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。）・手洗いの徹底・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置・こまめな換気 等

【イベント・行事・会議等に関する基本的考え方】

- ・自身に風邪のような症状がある場合には参加を控える。
- ・2週間以内に海外に渡航歴がある者は、参加を控えてもらう旨を要請する。
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを可能な限り避ける。
- ・咳エチケット、マスク着用、手指消毒、場内の換気を徹底する。
- ・『密閉・密集・密接』を避ける対策を十分に講じる。

3. 町立小中学校の対応等について

- ・臨時休業：臨時休業期間を、5月10日（日）まで延長する。
学校再開の時期は、国や宮城県からの指示・要請等に基づき決定し、通達する。
- ・学校給食：学校再開に合わせて、改めて時期を定める。
実施にあたっては、感染症対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・修学旅行：4月～5月予定の学校については延期。
- ・部活動等：一律で自粛とし、学校体育館・校庭等の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・学習課題：各校ホームページ、町ホームページ等に掲載する。
- ・夏季休業：8月8日（土）から8月19日（水）までとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

感染拡大防止のため、当面の間、下記の施設を臨時休館する。

休館期間：令和2年4月1日（水） から 令和2年5月10日（日）

【施設名】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ・亘理町立図書館 | ・荒浜体育館 |
| ・亘理町立郷土資料館 | ・吉田公民館（農村環境改善センター） |
| ・亘理町中央公民館 | ・吉田体育館 |
| ・亘理町佐藤記念体育館 | ・逢隈公民館（働く婦人の家） |
| ・荒浜公民館（勤労青少年ホーム） | ・B & G海洋センター体育館 |
| ・地域子育て支援センター（中央児童センター内） | |

また、各運動場施設についても、同期間で利用休止とします。

なお、特別な事情や今後の状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

※上記施設のうち、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）、各地区交流センター（各地区公民館内）における、証明書の発行等に関する窓口業務は、引き続き、通常どおり行います。

なお、令和2年4月11日（土）より、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）における、土曜日・日曜日の証明書発行業務は、午前10時00分から午後5時00分までとなります。

併せて、下記の施設についても、次の期間中の利用を制限します。

利用制限期間：令和2年4月25日（土） から 令和2年5月10日（日）

【施設名】

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・鳥の海公園（野球場・サッカー場）北側駐車場 | |
| ・鳥の海公園多目的広場（仮称）駐車場 | ・吉田字砂浜駐車場 |
| ・わたり温泉鳥の海 南側駐車場及び西側駐車場 | ・漁港公園 駐車場及び釣りデッキ |
| ・亘理公園 施設内遊具 | ・荒浜防災公園 施設内遊具 |

※上記施設のほか、周辺の施設・土地についても、併せて利用を制限する場合があります。

5. 本町の対応状況

- | | | |
|-------|-----------------------------|-------------------------|
| 2月 3日 | 臨時庁議（緊急課長会議） | 新型コロナウイルス感染症について 他 |
| 2月18日 | 「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意） | |
| | 第1回対策本部会議 | 感染予防策の考え方について 他 |
| 2月26日 | 第2回対策本部会議 | 国内の感染状況、町各種対策について 他 |
| 2月28日 | 第3回対策本部会議 | 町イベント・会議等の考え方について 他 |
| 3月 2日 | 第4回対策本部会議 | 県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他 |

3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他

6. その他

- ・企業においては、児童生徒の保護者が休暇を取りやすいよう、配慮いただくことを要請する。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第7報）

新型コロナウイルス感染症については、4月16日（木）に全都道府県が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく『緊急事態宣言』の対象となり、本町においても、特措法に基づき、宮城県から外出及び催物開催の自粛要請があったところです。

現在、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降横ばい傾向であり、4月29日（水）以降、新規発生はなく、感染拡大が一定範囲に抑えられている状況であるものと考えられます。

これらを踏まえ、現行の緊急事態宣言の期限となる、5月31日（日）までを目途に、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催の行事・イベント・会議等について（参集範囲：一般、不特定多数）

（1）中止、延期と判断する行事・イベント・会議等

- ・多数の方（概ね50人以上）が集まるスポーツ、文化イベント等
- ・不特定多数が参加する会議、研修会、勉強会、その他飲食を伴う会合
- ・高齢者、妊婦、乳幼児を対象とする行事（※ただし個別に実施・調整できるものを除く）
- ・その他、参加者に対する感染予防対策が十分に整わない行事等

（2）実施する行事・イベント・会議等

- ・中止、延期することで生活や業務に支障が生じる行事（説明会・審議会等）

※実施にあたっては、時間を短縮する・手洗い・マスク着用・手指消毒・室内消毒・換気・人と人との距離を保つ（概ね2m以上）・参加者を限定するなど、感染予防対策を徹底する。

（なお、発熱・倦怠感等の症状がある場合には参加の自粛を要請する）

また、ウェブ会議等の活用を積極的に検討する。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について（参集範囲：一般、不特定多数）

- ・町の施設を使用する場合は、中止・延期・規模の縮小を要請する。
（現在、既に施設を予約されているものも含む。）
- ・町の施設を使用しない場合も、関係団体に中止・延期・規模の縮小を呼びかける。
- ・実施する場合は、規模の縮小や感染予防対策を徹底することを呼びかける。

【実施する場合の共通の留意事項】

風邪のような症状がある者は参加を控える（事前伝達）・参加者の規模を限定する・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを避ける・咳エチケットの徹底（マスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。）・人と人との距離を保つ（概ね2m以上）・手洗いの徹底・会場の入口等にアルコール消毒液を設置・こまめな換気・近距離での会話を行わない・大声での歌唱や発声を行わない 等

【イベント・行事・会議等に関する基本的考え方】

- ・自身に風邪のような症状がある場合には参加を控える。
- ・2週間以内に海外に渡航歴がある者は、参加を控えてもらう旨を要請する。
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みを可能な限り避ける。
- ・咳エチケット、マスク着用、手指消毒、場内の換気を徹底する。
- ・『密閉・密集・密接』を避ける対策を十分に講じる。**(入場制限等を含む)**

3. 町立小中学校の対応等について

- ・臨時休業：臨時休業期間を、5月31日（日）まで延長する。
なお、6月1日（月）に学校再開する予定とし、それまでの間、学校ごとに『分散登校日』等を設定し、実施する。
- ・学校給食：6月15日（月）から実施する予定とする。
実施にあたっては、感染症対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・修学旅行：4月～5月予定の学校については延期。
- ・部活動等：一律で自粛とし、学校体育館・校庭等の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・学習課題：各校ホームページ、町ホームページ等に掲載する。
- ・夏季休業：8月8日（土）から8月19日（水）までとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

感染拡大防止のため、当面の間、下記の施設を臨時休館する。

休館期間：令和2年4月1日（水） から **令和2年5月31日（日）**

【施設名】

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ・亘理町立図書館 (※5月18日まで) | ・荒浜体育館 |
| ・亘理町立郷土資料館 | ・吉田公民館（農村環境改善センター） |
| ・亘理町中央公民館 | ・吉田体育館 |
| ・亘理町佐藤記念体育館 | ・逢隈公民館（働く婦人の家） |
| ・荒浜公民館（勤労青少年ホーム） | ・B&G海洋センター体育館 |
| ・地域子育て支援センター（中央児童センター内） | |

また、各運動場施設についても、同期間で利用休止とします。

なお、特別な事情や今後の状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

※亘理町立図書館については、5月19日（火）を目途に、図書の貸出・返却のみ再開予定。

※上記施設のうち、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）、各地区交流センター（各地区公民館内）における、証明書の発行等に関する窓口業務は、引き続き、通常どおり行います。

なお、令和2年4月11日（土）より、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）における、土曜日・日曜日の証明書発行業務は、午前10時00分から午後5時00分までとなります。

併せて、下記の施設についても、次の期間中の利用を制限します。

利用制限期間：令和2年4月25日（土） から **令和2年5月31日（日）**

【施設名】

- | | |
|--|---------------|
| ・鳥の海公園（野球場・サッカー場）北側駐車場 | ・亘理公園 施設内遊具 |
| ・鳥の海公園多目的広場（仮称）駐車場 | ・荒浜防災公園 施設内遊具 |
| ・わたり温泉鳥の海 南側駐車場及び西側駐車場 | |
| ・ 吉田字砂浜駐車場、漁港公園駐車場及び釣りデッキ（※5月10日まで） | |

※上記施設のほか、周辺の施設・土地についても、併せて利用を制限する場合があります。

5. 本町の対応状況

2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
	第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他

6. その他

- ・企業においては、児童生徒の保護者が休暇を取りやすいよう、配慮いただくことを要請する。
- ・保育施設については、登園等の自粛要請の期間を、5月31日（日）まで延長する。
- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐため、直ちに施設に入場せず、待機することとする。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。
 - ③施設の状況等により、車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第8報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降横ばい傾向であり、4月29日（水）以降、新規発生はなく、感染拡大が一定範囲に抑えられている状況であるものと考えられます。

また、5月14日（木）の政府対策本部会議において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく『緊急事態宣言』の対象区域が見直され、宮城県の緊急事態措置は解除となったものです。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、5月31日（日）までを目途に、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内イベント等は、原則100人以下、かつ、収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ②屋外イベント等は、原則200人以下、かつ、人と人との距離を十分に確保すること。
- ③感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。

3. 町立小中学校の対応等について

- ・臨時休業：臨時休業期間を、5月31日（日）まで延長する。
なお、6月1日（月）に学校再開する予定とし、それまでの間、学校ごとに『分散登校日』等を設定し、実施する。
- ・学校給食：6月8日（月）から実施する予定とする。
実施にあたっては、感染症対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・修学旅行：4月～5月予定の学校については延期。
- ・部活動等：一律で自粛とし、学校体育館・校庭等の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・学習課題：各校ホームページ、町ホームページ等に掲載する。
- ・夏季休業：8月8日（土）から8月19日（水）までとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

感染拡大防止のため、当面の間、下記の施設を臨時休館する。

休館期間：令和2年4月1日（水） から 令和2年5月31日（日）

【施設名】

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ・ 亘理町立郷土資料館 | ・ 吉田公民館（農村環境改善センター） |
| ・ 亘理町中央公民館 | ・ 吉田体育館 |
| ・ 亘理町佐藤記念体育館 | ・ 逢隈公民館（働く婦人の家） |
| ・ 荒浜公民館（勤労青少年ホーム） | ・ B & G 海洋センター体育館 |
| ・ 荒浜体育館 | ・ 地域子育て支援センター（中央児童センター内） |

また、各運動場施設についても、同期間で利用休止とします。

なお、特別な事情や今後の状況等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

※上記施設のうち、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）、各地区交流センター（各地区公民館内）における、証明書の発行等に関する窓口業務は、引き続き、通常どおり行います。

なお、令和2年4月11日（土）より、亘理駅東町民連絡所（亘理町立図書館内）における、土曜日・日曜日の証明書発行業務は、午前10時00分から午後5時00分までとなります。

併せて、下記の施設についても、次の期間中の利用を制限します。

利用制限期間：令和2年4月25日（土） から 令和2年5月31日（日）

【施設名】

- ・ 鳥の海公園（野球場・サッカー場）北側駐車場
- ・ 鳥の海公園多目的広場（仮称）駐車場
- ・ わたり温泉鳥の海 南側駐車場及び西側駐車場

※上記施設のほか、周辺の施設・土地についても、併せて利用を制限する場合があります。

5. 本町の対応状況

2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について	他
2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）		
	第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について	他
2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について	他
2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について	他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について	他
3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について	他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について	他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について	他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について	他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）		
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について	他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について	他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について	他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について	他

6. その他

- ・企業においては、児童生徒の保護者が休暇を取りやすいよう、配慮いただくことを要請する。
- ・保育施設については、登園等の自粛要請の期間を、5月31日（日）まで延長する。
- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐため、直ちに施設に入場せず、待機することとする。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。
 - ③施設の状況等により、車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第9報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降横ばい傾向であり、感染拡大が一定範囲に抑えられている状況であるものと考えられます。

また、5月14日（木）の政府対策本部会議において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく『緊急事態宣言』の対象区域が見直され、宮城県の緊急事態措置は解除となったものです。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、**当面の間**、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内イベント等は、原則100人以下、かつ、収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ②屋外イベント等は、原則200人以下、かつ、人と人との距離を十分に確保すること。
- ③感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：6月8日（月）から実施する予定とする。
実施にあたっては感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・夏季休業：8月8日（土）から8月19日（水）までとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。
また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 本町の対応状況

2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
	第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他

6. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐため、直ちに施設に入場せず、待機することとする。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。
 - ③施設の状況等により、車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第10報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降横ばい傾向であり、感染拡大が一定範囲に抑えられている状況であるものと考えられます。

また、5月14日（木）の政府対策本部会議において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく『緊急事態宣言』の対象区域が見直され、宮城県の緊急事態措置は解除となったものです。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内イベント等は、原則 **1,000 人** 以下、かつ、収容定員の半分以上の参加人数にすること。
- ②屋外イベント等は、原則 **1,000 人** 以下、かつ、人と人との距離を十分に確保すること。
- ③感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放は、7月1日（水）より行うこととし、利用団体には、別に定めるガイドラインに沿った対応を求めることとする。
- ・夏季休業：8月8日（土）から8月19日（水）までとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。
また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 本町の対応状況

2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
2月18日	「亶理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
	第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他

6. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐため、直ちに施設に入場せず、待機することとする。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。
 - ③施設の状況等により、車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 1 1 報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降は横ばい傾向で推移していたものの、7月に入り、再び、一定数の新規感染者が確認されている状況です。

また、全国的な観点から見ても、7月以降、急激に新規感染者数の増加が見られるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人以下とし、屋内にあっては収容定員の半分以上、屋外にあっては 2m 以上の距離を確保すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに 5～10 分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が 1,000 人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放は、7月1日（水）より行うこととし、利用団体には、別に定めるガイドラインに沿った対応を求めることとする。
- ・夏季休業：8月8日（土）から8月19日（水）までとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 本町の対応状況

2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
	第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他

6. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第12報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降は横ばい傾向で推移していたものの、7月に入り、再び、一定数の新規感染者が確認されている状況です。

また、全国的な観点から見ても、7月以降、急激に新規感染者数の増加が見られるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに5,000人以下とし、屋内にあっては収容定員の半分以上、屋外にあっては2m以上の距離を確保すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放は、7月1日（水）より行うこととし、利用団体には、別に定めるガイドラインに沿った対応を求めることとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 本町の対応状況

2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
	第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他

6. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第13報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降は横ばい傾向で推移していたものの、7月以降は、再び、一定数の新規感染者が確認されている状況です。

また、本町においても、初となる感染者が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに5,000人以下とし、屋内にあっては収容定員の半分以上、屋外にあっては2m以上の距離を確保すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放にあたっては、利用団体には、別に定めるガイドラインに沿った対応を求めることとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項と状況について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

【感染者の状況】

No.	確認年月日	年代	性別	職業
1	令和 2年11月 7日 (土)	40代	男性	会社員

6. 本町の対応状況

2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
	第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他

3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 1 4 報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、4月中旬以降は横ばい傾向で推移していたものの、7月以降は、再び、一定数の新規感染者が確認されている状況です。

また、本町においても、初となる感染者が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに5,000人以下とし、屋内にあっては収容定員の半分以上、屋外にあっては2m以上の距離を確保すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放にあたっては、利用団体には、別に定めるガイドラインに沿った対応を求めることとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項と状況について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

【感染者の状況】

No.	確認年月日	年代	性別	職業
1	令和 2年11月 7日（土）	40代	男性	会社員
<u>2</u>	<u>令和 2年11月10日（火）</u>	<u>40代</u>	<u>女性</u>	<u>会社員</u>

6. 本町の対応状況

- 2月 3日 臨時庁議（緊急課長会議） 新型コロナウイルス感染症について 他
- 2月18日 「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）
第1回対策本部会議 感染予防策の考え方について 他
- 2月26日 第2回対策本部会議 国内の感染状況、町各種対策について 他

2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を政府が発令。 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行。（法定設置）	
4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 1 5 報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内での累計新規感染者数は、昨年の秋口より再び感染拡大の兆候が見られ、年明け早々には日毎の感染者数が過去最高を更新しましたが、1月下旬頃からは新規感染者数の減少傾向が見られる状況にあります。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人以下とし、屋内にあつては収容定員の半分以上、屋外にあつては 2m 以上の距離を確保すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに 5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が 1,000 人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放にあたっては、利用団体には、別に定めるガイドラインに沿った対応を求めることとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他

5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年 2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

別表資料

亘理町内の感染者の状況

令和 3 年 2 月 24 日 (水) 現在

No.	確認年月日 (陽性判明日)	年代	性別	職業
1	令和 2 年 11 月 7 日 (土)	40代	男性	会社員
2	令和 2 年 11 月 10 日 (火)	40代	女性	会社員
<u>3</u>	<u>令和 2 年 11 月 19 日 (木)</u>	<u>50代</u>	<u>女性</u>	<u>団体職員</u>
<u>4</u>	<u>令和 2 年 11 月 21 日 (土)</u>	<u>80代</u>	<u>女性</u>	<u>無職</u>
<u>5</u>	<u>令和 2 年 11 月 23 日 (月)</u>	<u>20代</u>	<u>女性</u>	<u>無職</u>
<u>6</u>	<u>令和 2 年 12 月 24 日 (木)</u>	<u>40代</u>	<u>女性</u>	<u>団体職員</u>
<u>7</u>	<u>令和 2 年 12 月 24 日 (木)</u>	<u>40代</u>	<u>女性</u>	<u>アルバイト</u>
<u>8</u>	<u>令和 2 年 12 月 25 日 (金)</u>	<u>20代</u>	<u>女性</u>	<u>アルバイト</u>
<u>9</u>	<u>令和 2 年 12 月 26 日 (土)</u>	<u>20代</u>	<u>男性</u>	<u>無職</u>
<u>10</u>	<u>令和 2 年 12 月 26 日 (土)</u>	<u>20代</u>	<u>男性</u>	<u>会社員</u>
<u>11</u>	<u>令和 2 年 12 月 26 日 (土)</u>	<u>40代</u>	<u>男性</u>	<u>会社員</u>
<u>12</u>	<u>令和 2 年 12 月 26 日 (土)</u>	<u>30代</u>	<u>男性</u>	<u>会社員</u>
<u>13</u>	<u>令和 2 年 12 月 29 日 (火)</u>	<u>60代</u>	<u>男性</u>	<u>無職</u>
<u>14</u>	<u>令和 3 年 1 月 5 日 (火)</u>	<u>20代</u>	<u>女性</u>	<u>無職</u>
<u>15</u>	<u>令和 3 年 1 月 7 日 (木)</u>	<u>20代</u>	<u>男性</u>	<u>会社員</u>
<u>16</u>	<u>令和 3 年 1 月 7 日 (木)</u>	<u>20代</u>	<u>女性</u>	<u>無職</u>
<u>17</u>	<u>令和 3 年 1 月 8 日 (金)</u>	<u>50代</u>	<u>男性</u>	<u>自営業</u>
<u>18</u>	<u>令和 3 年 1 月 9 日 (土)</u>	<u>50代</u>	<u>男性</u>	<u>会社員</u>
<u>19</u>	<u>令和 3 年 1 月 14 日 (木)</u>	<u>40代</u>	<u>男性</u>	<u>会社員</u>
<u>20</u>	<u>令和 3 年 1 月 31 日 (日)</u>	<u>50代</u>	<u>男性</u>	<u>会社員</u>

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 1 6 報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内における 1 日あたりの新規感染者数が過去最高を更新し、10 万人当たりの感染者数が全国でも最上位級の水準となったことを受けて、宮城県と仙台市は、独自の『緊急事態宣言』を発出する状況となりました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人以下とし、屋内にあつては収容定員の半分以下、屋外にあつては 2m 以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあつては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・学校給食：感染予防対策を実施し、手洗いや会話に関する注意を徹底する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとする。
また、学校体育館・校庭等の一般開放にあたっては、利用団体には、別に定めるガイドラインに沿った対応を求めることとする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

原則として臨時休館・利用制限等は行わないが、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等と呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他

5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年 2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第17報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内における1日あたりの新規感染者数が過去最高を更新する事態が続いており、宮城県と仙台市は独自の『緊急事態宣言』を延長したとともに、4月5日からは全国で初の『まん延防止等重点措置』の適用を受ける状況となりました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況が続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに5,000人以下とし、屋内にあつては収容定員の半分以上、屋外にあつては2m以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあつては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、1学期中（夏休み前）の実施は控える。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとするが、対外的な活動（大会参加・練習試合等）は行わないこととする。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等の一般開放は、『緊急事態宣言』が解除されるまでの間は、行わないこととする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設については、『緊急事態宣言』が解除されるまでは、利用休止として、貸出は行わないこととする。各公民館については、カラオケや音楽等に関する団体等の利用を、一部、制限する。屋外運動施設については、『緊急事態宣言』が解除されるまでは、町外団体等からの申請は、受付しないこととする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等の徹底を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行う とともに、状況によっては措置の見直しを行う こととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他

	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 1 8 報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内の医療提供体制が逼迫し続けている状況を解消すべく、『まん延防止等重点措置』の適用、並びに宮城県と仙台市が独自に発出した『緊急事態宣言』を、春の大型連休期間を超えて5月11日まで延長する状況となりました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに5,000人以下とし、屋内にあつては収容定員の半分以上、屋外にあつては2m以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあつては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、1学期中（夏休み前）の実施は控える。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとするが、対外的な活動（大会参加・練習試合等）は行わないこととする。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等の一般開放は、『緊急事態宣言』が解除されるまでの間は、行わないこととする。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設については、『緊急事態宣言』が解除されるまでは、利用休止として、貸出は行わないこととする。各公民館については、カラオケや音楽等に関する団体等の利用を、一部、制限する。屋外運動施設については、『緊急事態宣言』が解除されるまでは、町外団体等からの申請は、受付しないこととする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等の徹底を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他

	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	<u>4月28日</u>	<u>第21回対策本部会議</u>	<u>「まん延防止等重点措置」期間延長について 他</u>

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 1 9 報）

新型コロナウイルス感染症については、『まん延防止等重点措置』の適用により一定程度の効果が見られ、宮城県内の新規感染者数は減少傾向にありますが、感染の再拡大（いわゆる“リバウンド”）の防止徹底が求められることから、宮城県と仙台市が独自に発出した『緊急事態宣言』は5月31日まで延長され、この間を『リバウンド防止徹底期間』として位置付け、更なる対策を講じることとなりました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに **5,000 人または収容定員の 50%以内のいずれか大きい方を上限とし**、屋外にあっては2m以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、1学期中（夏休み前）の実施は控える。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとし、対外的な活動（練習試合等）は亘理郡内の活動に限定する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等の一般開放は、「学校体育施設開放における感染症予防ガイドライン」を遵守することを条件に、町内在住者に限定して開放する。
- ・スポーツ少年団活動についても、対外的な活動（練習試合等）は亘理郡内の活動に限定する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設については、『緊急事態宣言』が解除されるまでは、町内団体のみの貸出とする。
各公民館については、カラオケや音楽等に関係する団体等の利用を、一部、制限する。
屋外運動施設については、『緊急事態宣言』が解除されるまでは、町外団体等からの申請は、受付しないこととする。
また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）等の徹底を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。
各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月	3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月	18日		「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）
			第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他

	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第20報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内の新規感染者数は減少傾向にありますが、感染の再拡大（いわゆる“リバウンド”）の防止徹底に加え、急拡大を見せる“変異株”に対して最大限の警戒が求められることから、宮城県と仙台市が独自に発出した『緊急事態宣言』及び『リバウンド防止徹底期間』は6月13日まで延長され、引き続き、対策を着実に推進することが示されました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人または収容定員の 50%以内のいずれか大きい方を上限とし、屋外にあっては 2m 以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに 5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が 1,000 人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、1学期中（夏休み前）の実施は控える。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとし、対外的な活動（練習試合等）は亘理郡内の活動に限定する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等の一般開放は、「学校体育施設開放における感染症予防ガイドライン」を遵守することを条件に、町内在住者に限定して開放する。
- ・スポーツ少年団活動についても、対外的な活動（練習試合等）は亘理郡内の活動に限定する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設については、『緊急事態宣言』が解除されるまでは、町内団体のみの貸出とする。
各公民館については、**カラオケや民謡などの発声を伴う活動団体等の**利用を、一部、制限する。
屋外運動施設については、『緊急事態宣言』が解除されるまでは、町外団体等からの申請は、受付しないこととする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・**関係団体が示すガイドライン等の遵守**を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他

	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 2 1 報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内の新規感染者数は減少傾向にあり、宮城県と仙台市が独自に発出した『緊急事態宣言』は6月13日で終了したものの、感染の再拡大（いわゆる“リバウンド”）の防止徹底に加え、“変異株”に対する最大限の警戒が求められることから、『リバウンド防止徹底期間』は7月11日まで延長され、引き続き、対策を着実に推進することが示されました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人または収容定員の 50%以内のいずれか大きい方を上限とし、屋外にあっては 2m 以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに 5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が 1,000 人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、1学期中（夏休み前）の実施は控える。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとし、対外的な活動（練習試合等）は宮城県内の活動に限定する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、「学校体育施設開放における感染症予防ガイドライン」を遵守することを条件に、町外者も含めて開放する。
- ・スポーツ少年団活動についても、対外的な活動（練習試合等）は宮城県内の活動に限定する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設ともに、町外者も含めて貸出可能とする。

各公民館については、カラオケや民謡などの発声を伴う活動団体等の利用を、一部、制限する。
また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他

	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 2 2 報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内の新規感染者数は減少傾向にあり、宮城県と仙台市が独自に発出した『緊急事態宣言』は 6 月 13 日で終了したものの、感染の再拡大（いわゆる“リバウンド”）の防止徹底に加え、“変異株”に対する最大限の警戒が求められることから、『リバウンド防止徹底期間』は 8 月 31 日まで延長され、引き続き、対策を着実に推進することが示されました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人または収容定員の 50%以内のいずれか大きい方を上限とし、屋外にあっては 2m 以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに 5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が 1,000 人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、1学期中（夏休み前）の実施は控える。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとし、対外的な活動（練習試合等）は宮城県内の活動に限定する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、「学校体育施設開放における感染症予防ガイドライン」を遵守することを条件に、町外者も含めて開放する。
- ・スポーツ少年団活動についても、対外的な活動（練習試合等）は宮城県内の活動に限定する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設ともに、町外者も含めて貸出可能とする。

各公民館については、7月12日（月）より、全ての団体の利用を可能とする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月	3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月	18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
			第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月	26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月	28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月	2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月	16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月	25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月	26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他

	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第23報）

新型コロナウイルス感染症については、宮城県内の新規感染者数は減少傾向にあり、宮城県と仙台市が独自に発出した『緊急事態宣言』は6月13日で終了したものの、感染の再拡大（いわゆる“リバウンド”）の防止徹底に加え、“変異株”に対する最大限の警戒が求められることから、『リバウンド防止徹底期間』は8月31日まで延長され、引き続き、対策を着実に推進することが示されました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに5,000人または収容定員の50%以内のいずれか大きい方を上限とし、屋外にあっては2m以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、1学期中（夏休み前）の実施は控える。
- ・部活動等：教職員が付き添い、感染予防対策を徹底したうえで実施することとし、対外的な活動（練習試合等）は宮城県内の活動に限定する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、「学校体育施設開放における感染症予防ガイドライン」を遵守することを条件に、町外者も含めて開放する。
- ・スポーツ少年団活動についても、対外的な活動（練習試合等）は宮城県内の活動に限定する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設ともに、町外者も含めて貸出可能とする。
各公民館については、7月12日（月）より、全ての団体の利用を可能とする。
また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。
各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他

	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 2 4 報）

新型コロナウイルス感染症については、連日、宮城県内における 1 日あたりの新規感染者数が過去最高を更新する事態が続いており、8 月 1 2 日に宮城県と仙台市は独自の『緊急事態宣言』を発出したほか、8 月 2 0 日からは再び『まん延防止等重点措置』の適用を受ける状況となりました

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人または収容定員の 50%以内のいずれか小さい方を上限とし、屋外にあっては 2m 以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに 5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が 1,000 人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、『緊急事態宣言』及び『まん延防止等重点措置』の期間中に予定しているものは、中止または延期とする。
- ・部活動等：教職員が付き添い、「部活動ガイドライン」を遵守して感染予防対策を徹底したうえで実施することとし、対外的な活動（練習試合等）は『緊急事態宣言』及び『まん延防止等重点措置』の期間中は行わないこととする。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、『緊急事態宣言』及び『まん延防止等重点措置』の期間中は開放しないこととする。
- ・スポーツ少年団活動について、対外的な活動（練習試合等）は自粛を要請する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設・各公民館ともに、町外団体等の利用受付を制限するとともに、町内利用者についても自粛を要請する。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施するほか、施設によっては利用時間の制限や一方通行にするなど、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月	3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月	18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
			第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月	26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月	28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月	2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他

	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 2 5 報）

新型コロナウイルス感染症については、連日、宮城県内における 1 日あたりの新規感染者数が過去最高を更新する事態が続いており、8 月 2 7 日には、政府が発令する『緊急事態宣言』の適用を受ける状況となりました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況が続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人または収容定員の 50%以内のいずれか小さい方を上限とし、屋外にあっては 2 m 以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2 m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに 5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が 1,000 人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、『緊急事態宣言』の期間中に予定しているものは、中止または延期とする。
- ・部活動等：教職員が付き添い、「部活動ガイドライン」を遵守して感染予防対策を徹底したうえで実施することとし、対外的な活動（練習試合等）は『緊急事態宣言』の期間中は行わないこととする。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、『緊急事態宣言』の期間中は開放しないこととする。
- ・スポーツ少年団活動について、対外的な活動（練習試合等）は自粛を要請する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設・各公民館ともに、**『緊急事態宣言』が解除されるまでは、全館休館・利用休止として、貸出は行わないこととする。**

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他

	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	<u>8月25日</u>	<u>第26回対策本部会議</u>	<u>町各種対策（事業等）について 他</u>

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 2 6 報）

新型コロナウイルス感染症については、8 月 2 7 日に政府が発令した『緊急事態宣言』を受け、宮城県における 1 日あたりの新規感染者数は僅かながら減少傾向にあるものの、依然として医療供給体制の逼迫が懸念される状況は続いており、9 月 1 3 日からは『まん延防止等重点措置』の適用を受けるほか、宮城県・仙台市独自の『緊急事態宣言』が発せられることとなりました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに 5,000 人または収容定員の 50%以内のいずれか小さい方 (ただし大声な
しの場合は 100%) を上限とし、屋外にあっては 2 m 以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2 m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
また、修学旅行等の校外学習については、『まん延防止等重点措置』の期間中に予定しているものは延期とし、実施に向けて内容の変更等を検討する。
- ・部活動等：教職員が付き添い、「部活動ガイドライン」を遵守して感染予防対策を徹底したうえで実施することとし、対外的な活動（練習試合等）は『まん延防止等重点措置』の期間中は、互理郡内の活動に限ることとする。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、『まん延防止等重点措置』の期間中は、町内在住者への開放のみとする。
- ・スポーツ少年団活動について、互理郡外への対外的な活動（練習試合等）は自粛を要請する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設・各公民館ともに、『まん延防止等重点措置』の期間中は、午後8時までの利用とし、町外団体等の利用受付を制限する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「互理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他

	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	8月25日	第26回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	9月10日	第27回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 2 7 報）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に新規感染者数が減少傾向にあるとともに、医療供給体制の安定に向けた状況が改善されつつあることから、宮城県に発令されていた『まん延防止等重点措置』は9月30日で解除され、県内一律に『リバウンド防止徹底期間』に移行し、特に、秋口から冬場にかけての感染再拡大を防ぐことが求められる状況にあります。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに5,000人、または収容定員の50%以内（1万人が上限）のいずれか**大きい方**（ただし大声なしの場合は100%）を上限とし、屋外にあつては2m以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
- ・部活動等：教職員が付き添い、「部活動ガイドライン」を遵守して感染予防対策を徹底したうえで実施する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、「学校体育施設開放における感染症予防ガイドライン」を遵守することを条件に、町外者も含めて開放する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設・各公民館ともに、町外者も含めて貸出可能とする。
また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。
また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他

	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	8月25日	第26回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	9月10日	第27回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 28 報）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に新規感染者数が減少傾向にあるとともに、医療供給体制の安定に向けた状況が改善されつつあることから、宮城県が発表していた『リバウンド防止徹底期間』は10月31日で終了し、今後は、感染再拡大を防ぐことが求められる状況にあります。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに収容定員の 50%以内を上限とし、屋外にあつては2 m以上の距離を確保すること。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2 mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては宮城県と事前協議を行う
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
- ・部活動等：教職員が付き添い、「部活動ガイドライン」を遵守して感染予防対策を徹底したうえで実施する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、「学校体育施設開放における感染症予防ガイドライン」を遵守することを条件に、町外者も含めて開放する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設・各公民館ともに、町外者も含めて貸出可能とする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	

	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	8月25日	第26回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	9月10日	第27回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 2 9 報）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に新規感染者数が減少傾向にあるとともに、医療供給体制の安定に向けた状況が改善されつつあることから、宮城県が発表していた『リバウンド防止徹底期間』は 10 月 31 日で終了し、今後は、感染再拡大を防ぐことが求められる状況にあります。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに、5,000 人又は収容定員の 50%以内を上限としたうえで、大声の有無や「感染防止安全計画」の策定状況により、人数や収容率を引き上げることが可能とする。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ 2m を目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに 5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・観客等が大声を発さないもので、5,000 人を超えかつ施設収容率が 50%を超えるものについては、「感染防止安全計画」を策定し宮城県に提出する
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。
その際、主催者より「感染防止安全計画」等の作成・提出を求める。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
- ・部活動等：教職員が付き添い、「部活動ガイドライン」を遵守して感染予防対策を徹底したうえで実施する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、「学校体育施設開放における感染症予防ガイドライン」を遵守することを条件に、町外者も含めて開放する。
- ・その他、詳細については、町教育委員会で決定するほか、各学校単位で調整を図る。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設・各公民館ともに、町外者も含めて貸出可能とする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他

	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	8月25日	第26回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	9月10日	第27回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 3 0 報）

新型コロナウイルス感染症については、年明け頃から全国的に、より感染力が強いとされる変異株などの影響により、いわゆる“第6波”と言われる感染拡大の傾向にあり、連日、1日あたりの新規感染者数は、過去最多を更新しています。これを踏まえて、宮城県は、2月1日から28日までの間、県民等に『緊急特別要請』を行い、感染急増の抑制と社会活動の維持を目指すこととしました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに、5,000人又は収容定員の50%以内を上限としたうえで、大声の有無や「感染防止安全計画」の策定状況により、人数や収容率を引き上げることを可能とする。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・不織布マスクの着用徹底及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・観客等が大声を発さないもので、5,000人を超えかつ施設収容率が50%を超えるものについては、「感染防止安全計画」を策定し宮城県に提出する
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。その際、主催者より「感染防止安全計画」等の作成・提出を求める。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
- ・部活動：2月1日から28日までの間、休止する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、2月1日から28日までの間、貸出を行わない。
- ・スポーツ少年団・クラブ等の活動についても、2月1日から28日までの間、活動を休止するよう要請する。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設は、2月1日から28日までの間、貸出を行わない。

各公民館等においては、会議のみの貸出とする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亶理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他

	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	8月25日	第26回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	9月10日	第27回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	10月20日	第28回対策本部会議	各種経済支援対策事業について 他
令和4年	1月31日	第29回対策本部会議	宮城県「緊急特別要請」への対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第 3 1 報）

新型コロナウイルス感染症については、年明け頃から全国的に、より感染力が強いとされる変異株などの影響により、いわゆる“第6波”と言われる感染拡大の傾向にあり、宮城県は、2月1日から県民等に対して発表していた『緊急特別要請』を3月21日まで延長し、引き続き、感染急増の抑制と社会活動の維持を目指すこととしました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに、5,000人又は収容定員の50%以内を上限としたうえで、大声の有無や「感染防止安全計画」の策定状況により、人数や収容率を引き上げることを可能とする。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・不織布マスクの着用徹底及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・観客等が大声を発さないもので、5,000人を超えかつ施設収容率が50%を超えるものについては、「感染防止安全計画」を策定し宮城県に提出する
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。その際、主催者より「感染防止安全計画」等の作成・提出を求める。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行 事 等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
- ・部 活 動：原則として、3月31日まで自粛することとする。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、原則として、3月31日までの間、貸出を行わない。
- ・スポーツ少年団・クラブ等の活動についても、原則として、3月31日までの間、活動を休止するよう要請する。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設は、原則として、3月31日までの間、貸出を行わない。

各公民館等においては、会議のみの貸出とする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月 3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について 他
	2月18日	「亶理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
		第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について 他
	2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について 他
	2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について 他
	3月 2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について 他
	3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について 他
	3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について 他
	3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について 他
	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他

	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	8月25日	第26回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	9月10日	第27回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	10月20日	第28回対策本部会議	各種経済支援対策事業について 他
令和4年	1月31日	第29回対策本部会議	宮城県「緊急特別要請」への対応について 他
	2月 4日	第30回対策本部会議	生活サポートパック事業について 他
	<u>2月24日</u>	<u>第31回対策本部会議</u>	<u>担い手農業経営継続支援事業について 他</u>

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。